

平成十八年政令第三百七十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十二号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号（ただし書）第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条

第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者的人数の見込み）が五千人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合においては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当すること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した前号の要件に該当すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることができ困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

二 屋根付広場

三 休憩所

四 野外劇場

五 駐車場

六 便所

七 手洗場

八 飲料

九 休憩所

十 管理事務所

十一 標識

（特定建築物）

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条の伝

築物を除く。）とする。

一 学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場

十二 博物館、美術館又は図書館

十三 公衆浴場

十四 飲食店

十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

十八 公衆便所

十九 公共用歩廊

二十 出入口

二十一 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

二十二 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）エレベーターその他の昇降機

（建築物特定施設）

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 出入口

二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）

四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）エレベーターその他の昇降機

五 敷地内の通路

六 便所

七 ホテル又は旅館の客室

八 駐車場

九 駐車場

（都道府県知事が所管行政部となる建築物）

第七条 法第二条第二十二号（第三条第一項に規定する建築物のうち建築基準法第九十七条の第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる

閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものである。

建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ以上）設けられている場合は、この限りでない。

車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造である。

出入口は、前号口に掲げるものであること。

（敷地内の通路）

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する道路は、次に掲げるものでなければならない。

表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

段がある部分は、次に掲げるものであること。

手すりを設けること。

踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより手すりを設けること。

イ 勾配が十二分の一を超えるものとすること。

ハ 段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものを設けないこと。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超える傾斜路を設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

（駐車場）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

第二次条第一項第三号に定める経路の長さがでるべきだけ短くなる位置に設けること。

（移動等円滑化経路）

次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居

室（以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はそ

の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分

（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合、利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当

建物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合、利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当

建物又はその敷地に車椅子使用者用駐車（車椅子使用者用便房までの経路）を設ける場合、利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一條の規定によるほか、次に掲げるものである。

（支障がない場所を設けること）

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

戸を開閉する場合には、自動的に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ロ 五十センチメートル以内ごとに車椅子の転回にかかるだけ短くなる位置に設けること。

（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

ハ 戸を開閉する場合には、自動的に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ロ 五十センチメートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

戸を開閉する場合には、自動的に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ロ 五十センチメートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

ハ 戸を開閉する場合には、自動的に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ロ 五十センチメートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

ハ 戸を開閉する場合には、自動的に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ロ 五十センチメートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

ハ 戸を開閉する場合には、自動的に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター及び昇降ロビーにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものとすること。

（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものとすること。

て通過できる構造とし、かつ、その前後に
高低差がないこと。

(案内設備までの経路)

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、

(1) 傾斜路は、次に掲げるものであること。
幅は、段に代わるものにあつては百二

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。
 ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち「以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならないもの。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。」

視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならぬ。

道等)から車椅子使用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの、以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていない場合は、首等)ま

(一) ものの(勾配が「十分の一」を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

もとのでなければならぬが、
一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚
障害者の誘導を行うために、線状brook等
(床面に敷設されるbrookその他これに類
するものであつて、線状の突起が設けられて
おり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相

の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

もとのでかじれはがひがい
一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚
障害者の誘導を行うために、線状ブロック等
(床面に敷設されるブロックその他これに類
するものであつて、線状の突起が設けられて
おり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相
又は彩度の差が大きいことにより容易に識別
できるものをいう) 及び点状ブロック等を
適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他
の方法により視覚障害者を誘導する設備を設
けること。ただし、進行方向を変更する必要
がない風除室内においては、この限りでな

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行ったために、線状ブロック等（床面に敷設される）ブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいふ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方針により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他昇降機、便所又は駐車場の施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベータ

（増築等に関する適用範囲）

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するもの）のあつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部 分を除く。）

2 ーその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。建築物又はその敷地には、当該建築物又はそ

もとのでかじれながにだい
一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚
障害者の誘導を行うために、線状ブロック等
(床面に敷設されるブロックその他これに類
するものであつて、線状の突起が設けられて
おり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相
又は彩度の差が大きいことにより容易に識別
できるもの)をいう)及び点状ブロック等を
適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他
の方法により視覚障害者を誘導する設備を設
けること。ただし、進行方向を変更する必要
がない風除室内においては、この限りでな
い。
二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成す
る敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚
障害者に対し警告を行ううために、点状ブロッ
ク等を敷設すること。
イ 車路に近接する部分
ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端
に近接する部分(視覚障害者の利用上支障
がないものとして国土交通大臣が定める部
分を除く)。

(建築等に関する適用範囲)

第二十二条 建築物の増築又は改築(用途の変更
をして特別特定建築物にすることを含む。第一
号において「増築等」という。)をする場合に
は、第十一条から前条までの規定は、次に掲げ
る建築物の部分に限り、適用する。

の敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならぬい。案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

もとのがなればかんがい
一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられおり、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合は、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(公立小学校等に関する読替え)
第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用について、は、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用する」、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは、「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。
(条例で定める特定建築物に関する読替え)
第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別して定められた建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用について、は、「読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用する」、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と、第二十二条第一項中「特別特定建築物」とあるのは、「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは、「第一号又は第四号に」、同条第二項第三号中「第十二条の規定によるほか」とあるのは、「第十二条各号及び」と、同

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて適用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用する」とは主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等
二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

(認定特定建築物等の容積率の特例)

第二十六条 法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定協定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

第二十七条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八条第三項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

一 生活関連施設である旅客施設（以下この条

号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同一条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等

二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物（認定特定建築物等の容積率の特例）

第二十六条 法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超過することとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。
(移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為)

第二十七条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という。）の建設又は改良であつて、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくは二の出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

ロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの

イ 他の生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するものの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕

イ 生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

（道路管理者の権限の代行）

第二十八条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に了の日までの間に限り行うことができるものと通知しなければならない。

(保留地において生活関連施設等を設置する者)
第二十九条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人とする。
(生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)
第三十条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三条第四項の規定による公告があつた日における從前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。
(報告及び立入検査)

準への適合に関する事項に關し報告をさせ、又はその職員に、當該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、當該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の關係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成六年政令第二百十一号）

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の日から起算して六ヶ月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

（類似の用途）

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、當該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

二 劇場、映画館又は演芸場

三 集会場又は公会堂

四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

五 ホテル又は旅館

六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに限る。）

七 老人福祉センターその他これらに類するものに限る。）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第二百十一号）

八 博物館、美術館又は図書館

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五)

(施行期日) 五号抄

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置) 第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二)

五号抄

(施行期日) 附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第四十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二十五日政令第三)

○四号

(施行期日) 九二号

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

2 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置) この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十七条第一項の指定市を除く。)が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第二条第二十七号に規定する道路特定事業(以下「この項において単に「道路特定事業」という。))を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十八条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間に限り、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年五月二八日政令第一)

(施行期日)
第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

附 則 (平成二七年一月二三日政令第二

(施行期日) **一号** 抄

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一

(施行期日) **八二号** 抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年九月二八日政令第二

(施行期日) **八〇号** 抄

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一九日政令第

(施行期日) **二九八号** 抄

1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条（見出しを含む。）の改正規定

及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

二 第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成三十一年九月一日

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十一条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建

築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一〇月二日政令第三〇

(施行期日) **二号** 抄

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であつたものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附 則 (令和二年一月二〇日政令第三

(施行期日) **二九号** 抄

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

附 則 (令和二年一二月九日政令第三

(施行期日) **五号** 抄

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月二四日政令第二

(施行期日) **一号** 抄

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

附 則 (令和四年三月二十五日政令第八

(施行期日) **号** 抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。